



個人賠償責任保険における日常生活と職務遂行の意義

上智大学名誉教授・弁護士 甘利 公人

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評釈はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評釈は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会や評釈者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表・上智大学法学部教授 梅村 悠

東京高裁令和4年2月15日判決 令3年(ネ)第3230号 保険金請求控訴事件 2022WLJPCA02156010
第一審 東京地裁令和3年6月22日判決 令和2年(ワ)第13596号 保険金請求事件 判例時報2521号79頁

1. 本件の争点

本件事案は、神社の氏子会の会員である保険契約者が保険者との間において、日常事故賠償責任補償特約付きの自動車損害保険契約を締結していたところ、境内の立木の枝を伐採する際に下にいた同じ会員に傷害を負わせ死亡させたというものである。保険契約者が同特約所定の保険事故が生じたと主張して、同保険契約（同特約）に基づき、保険金およびこれに対する約定の保険金支払期経過後の日である訴状送達日の翌日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求めるものである。本件における争点1は、本件事故が本件特約に定める日常生活に起因する偶然な事故に該当するか、争点2は、本件特約の免責事由である職務遂行性の要件を満たし、保険金支払義務を負わないかである。

2. 事実の概要

(1) Y（被告・控訴人）は、保険業を行う株式会社である。X（原告・控訴人）は、肩書地に居住し、

建築塗装業に従事している者である。Xは、埼玉県A市所在のB神社（以下「本件神社」という）の氏子会（以下「本件氏子会」という）の会員であった。

(2) Xは、平成23年12月25日、Yとの間で自動車損害保険契約を締結したうえで、限度額5,000万円の日常事故賠償責任補償特約（以下、「本件特約」という）を付保した。本件特約の概要は、次のとおりである。

ア 第3条（保険金を支払う場合）

「当社は、被保険者が、日本国内において生じた次のいずれかに該当する偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

(1) 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

(2) 被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故

（注）住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。」

イ 第5条（保険金を支払わない場合）

「当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

(1) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任

(2) 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(中略)

⑨航空機、船舶・車両（注3）または銃器（注4）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(中略)

(注3) 原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。

(注4) 空気銃を除きます。」

(3) 本件氏子会は、本件神社の周辺地区（以下「本件周辺地区」という）の住民約600世帯を会員として構成されており、本件神社の神恩に奉謝すると共に、発展を祈念し広く社会の福祉に寄与することを目的として、その目的達成のため、(1) 本件神社ほかの祭典奉仕、(2) 社殿、境内の整備等の奉仕、並びに維持管理、(3) その他目的達成に必要な事業を行うこととされている。

Xは、後記死亡事故が生じた平成24年10月当時、本件氏子会の氏子総代から選出された役員（会計担当）であった。本件氏子会の経費は、会費、奉納金、その他の収入をもって充てるとされており、役員らを中心とする本件氏子会の活動は無償奉仕活動として行われていた。

(4) 死亡事故

ア Xは、本件保険契約の保険期間中である平成24年10月1日、本件神社の境内において、本件

氏子会の仲間と共に、本件氏子会の活動の一環として、大枝の一部が枯れた山桜の枝を切り落とす作業をした（以下「本件作業」という）。

本件作業の具体的内容は、X自らが、樹木に登り、地上約5メートルの高さの地点で、急な傾斜の樹木に腹ばいに近い状態でまたがり、両手を伸ばして重さ約6キログラムの電動工具

（チェーンソー）を使って、長さ約15メートル、重さ約323キログラム、幹から枝分かれた部分付近の枝回り（長さ）約0.95メートルの大枝を切り落とすというものであった。本件作業の際、落下した大枝が地上にいて作業を見守っていた同じく本件氏子会の会員である男性（以下「被害者」という）に当たり、同人が死亡した（以下「本件事故」という）。

イ 被害者の相続人らは、平成28年9月20日、さいたま地裁川越支部に対し、本訴Xを被告として、上記事故により損害を被ったと主張して、損害賠償請求訴訟を提起した。同支部は、令和元年9月26日、本訴Xの過失責任を認めた上、過失相殺（7割）をし、合計1,162万4,774円及びこれに対する平成24年10月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を命じる判決を言い渡した。

上記判決に対し当事者双方が控訴をしたところ、令和2年2月25日、東京高裁において、損害賠償責任の範囲を1,000万円とし、これを分割して令和2年5月29日に500万円、同年8月31日に残額を支払うとの内容の和解が成立した。

(5) 第一審は、「日常生活」要件は、正に本件作業のような危険性の高い活動に起因する事故を保険対象から除外することをその機能の一つとしているものと解するのが合理的であり、本件事故は本件特約第3条所定の「日常生活」要件を欠くから、その余の点を判断するまでもなく、「日常生活に起

因する偶然な事故」に該当しないとして、Xの請求を棄却した。Xは控訴した。

3. 判旨（原判決取消、請求一部認容）

争点1 本件事故は本件特約第3条所定の「日常生活に起因する偶然な事故」に該当するかについて

「(2)そこで、このような観点から、本件作業が日常生活該当性の要件を満たすか否かについて検討すると、……、本件作業は、Xが居住する地域の中にあり、Xが親の代から氏子となっている神社の境内にある樹木の枝が垂れ下がっていることからそれを切り落とす作業であり、このような本件神社の境内の維持管理作業は、氏子会の目的に照らして日常的に行われていたものと推認され、本件作業に使用された電動工具は、Xが自宅でも使用していた市販されているものであり、作業に要した時間も二、三分にすぎず、氏子会の任意の無償の奉仕活動として行われたものであるから、町内会に所属する住民が無償の奉仕活動として行うボランティア活動と同様の性格のものであると評価することができ、被保険者が普通に営む日常生活の中で第三者に損害を与える可能性のある活動として日常生活該当性の要件を満たすと認められる。」

争点2 本件特約第5条所定の免責事由があるかについて

「(3)進んで、本件作業が職務遂行性の要件を満たし、Yは保険金支払義務を負わないかについて検討するに、氏子会は、組織等について一応の定めがあり、団体としての実体を備えているということができるものの、飽くまで任意の団体であり、収益を目的としたものではなく、活動内容も無償の奉仕活動であるから、氏子の活動によって第三者に損害が発生したとしても、原則として、氏子会自体が損害賠償責任を負うことは考え難い。したがって、氏子会が、氏子会の活動上のリスクに備えて、本件氏子会にもみられたように、行事に参加する氏子のために

単発的に日を特定してレクリエーション保険等に加入することがあるとしても、一定の保険期間を通じて事業上の保険に加入することは通常想定し難いのであり、氏子会の会員である氏子の活動は、特段の事情のない限り、日常生活上の活動として個人の保険の対象となるものと解すべきである。本件において、特段の事情は認められないから、本件作業をもって職務遂行性の要件を満たすと解することはできない。」

4. 評釈（判旨の結論に賛成するが、理由付けには疑問がある。）

個人賠償責任保険は、個人の職務上の領域を除いた、日常生活の領域で生じる賠償損害を担保する保険である¹⁾。日常生活については、約款に定義規定がないので、解釈によって判断することになる²⁾。

(1) 日常生活該当性の要件

日常生活に起因する偶然な事故の例として、①ベランダから植木鉢が落ちて通行人を負傷させた、②マンションの風呂場の水道栓を閉め忘れ階下の住居の絨毯等を汚した、③自転車で買い物途中に歩行者を負傷させた、④飼犬が他人にかみつき負傷させた、⑤子供の誕生会に招待した客に食中毒が発生した等が事故の対象となるといわれている³⁾。

① 責任保険の被害者保護機能

本判旨は、責任保険契約の実質的機能が被保険者の損害を補うとともに究極的には被害者保護にあることを理由とするものであると理解できることに照らすと、本件特約第3条の「日常生活」とは、被保険者が普通に営む日常生活の中で第三者に損害を与える可能性のある活動を幅広く含むものと解するのが相当である、と判示した。その理由として、次の2点を挙げている。

本件特約には、本件特約第3条の「日常生活」

を定義するものは存在しないが、①個人賠償責任保険は、個人が日常生活を営む中で生じる可能性のある第三者（被害者）への損害賠償責任を広く補償することを特徴として設計された保険商品であること、②保険法17条2項は、責任保険契約について、他の損害保険と異なり、保険契約者または被保険者に重過失がある場合を保険者が免責される場合から除いているところ、これは、責任保険契約の実質的機能が被保険者の損害を補うとともに究極的には被害者保護にあることを理由とするものであると理解できること、以上である。

責任保険の機能として、加害者保護機能と被害者保護機能があることはすでに指摘されていたところである⁴⁾。改正前商法では、責任保険に関する規定は667条しかなかったのであるが、保険法では責任保険の被害者救済機能から、被害者保護のための規定（保険法20条1項）を新設した⁵⁾。本判旨が理由とする①はまさにその通りであるが、②は疑問である。17条2項が重過失を免責事由から除外したのは、過失の軽重で加害者保護機能を区別する根拠がないからである。だからこそ究極的には被害者保護といっているのであろうが、事実上被害者救済の機能があるといえないことはないが、せいぜい反射的・潜在的利益にすぎない、と判示した裁判例がある⁶⁾。

② 第一審の判断

第一審は、本件特約第3条の「日常生活」要件につき、定義規定は置かれていないので、語の一般的な意味すなわち、日々繰り返される普段通りの生活くらいの意味であるを出発点ないし手がかりとして解釈するよりほかないとしたうえで、本件作業は、本件氏子会の普段の活動（本件に即していえば、本件氏子会会員としてのXの普段の活動）とは一線を画するものであったといわざるを得ない。また、実質的な考慮として、本件特約は、「日常生活」上想定される損害発生リスクを計算

して設計されているものであるから、本件作業のような危険性の高い作業による損害発生リスクまでは想定していないものと解され、保険契約約款の解釈においてそのような損害発生リスクの程度の違いを軽視することはできないのであり、「日常生活」要件は、正に本件作業のような危険性の高い活動に起因する事故を保険対象から除外することをその機能の一つとしているものと解するのが合理的であり、本件事故は本件特約第3条所定の「日常生活」要件を欠くから、その余の点を判断するまでもなく、「日常生活に起因する偶然な事故」に該当しない、と判示した⁷⁾。

第一審は「日常生活」要件を満たすかどうかについて、損害発生リスクをその判断基準としている。そのうえで本件作業は、危険性の高い作業であるから、保険契約約款の解釈においてそのような損害発生リスクの程度の違いを軽視することはできず、「日常生活」要件は、正に本件作業のような危険性の高い活動に起因する事故を保険対象から除外することをその機能の一つとしているものであり、本件事故は本件特約第3条所定の「日常生活」要件を欠くから、その余の点を判断するまでもなく、「日常生活に起因する偶然な事故」に該当しない、という。

しかし、第一審には疑問がある。まず第1に、損害発生リスクがどの程度高くなれば保険対象から除外するかの判断基準が不明である。第2に、本件作業は、危険性の高い作業であるから、損害発生リスクの程度の違いを軽視することはできず、「日常生活」要件は、正に本件作業のような危険性の高い活動に起因する事故を保険対象から除外することをその機能の一つとしている、という。本件作業とは、電動機による高所での立木の枝の伐採作業をいうものと思われる。電動のチェーンソーによる作業については、鋸による手作業と比較するならば、キックバック（反動）による作業者の傷害のリスクは高いかもしれない。もっとも

機種にもよるがセーフティー装置が付いているのでその可能性は極めて低いであろう。したがって、チェーンソーによる作業そのものは、損害発生リスクの危険性が高いものではなく、立木の上での作業においてその下に人がいた場合に、落下した枝による傷害のリスク発生の可能性が高いのである。このリスクは鋸による手作業であっても異なることはない。この点において、本判旨が、本件作業が危険なものであることを理由として、本件事故が本件特約第3条の保険金を支払う場合に該当しないとは認められない、と判示しているのは正当である。

そもそも保険契約においてリスクの問題は、商品構成と免責の問題とリスクの変動による通知義務の問題とに分けられる。前者は、保険者がそのリスクを引き受けるかどうかの商品構成と免責条項の問題であり、後者は、保険法29条が定める危険増加による保険者による解除である。いずれも保険契約約款の解釈上の問題ではない。

③ 本判決の判断

これに対して、本判旨では、日常生活該当性の要件を満たす理由として、次のように判示した。本件作業は、Xが居住する地域の中にあり、Xが親の代から氏子となっている神社の境内にある樹木の枝が垂れ下がっていることからそれを切り落とす作業であり、このような本件神社の境内の維持管理作業は、氏子会の目的に照らして日常的に行われていたものと推認され、本件作業に使用された電動工具は、Xが自宅でも使用していた市販されているものであり、作業に要した時間も二、三分にすぎず、氏子会の任意の無償の奉仕活動として行われたものであるから、町内会に所属する住民が無償の奉仕活動として行うボランティア活動と同様の性格のものであると評価することができ、被保険者が普通に営む日常の生活の中で第三者に損害を与える可能性のある活動として日常生

活該当性の要件を満たすと認められる、というのである。

これらを要約すると、日常生活該当性の要件とは、ア. 被保険者の作業が居住する地域性、イ. 作業の日常性、ウ. 作業の用具と作業時間、エ. 作業の無償性、以上をいうものと思われる。第一審と比較すると、エの作業の無償性が注目される。

(2) 職務遂行性の要件

職務遂行が免責となっているのは、日常生活に起因する事故よりも、発生頻度や被保険者に要求される注意義務の程度が高く、典型的に賠償責任の発生リスクが高まること、また被害者に生じる損害の程度や金額も予想が困難な場合があることから、個人賠償責任保険における補償の対象外とされている⁸⁾。

① 従来 of 裁判例

職務遂行性の要件については、これまで次の裁判例がある。

ア 保険会社との間で賠償責任危険担保特約付帯の家族傷害保険契約を締結していた造園業者Aが、業務として庭木の剪定作業を行い、剪定作業が終了した後剪定された枝の一部は自宅の処理場で自然に腐敗させて処分するため自宅へ持ち帰ったが、残りの枝を鹿の餌として提供しようと考えて知人の鹿牧場に搬入し、牧場主Xの了解のもとに鹿が食べられる状態で牧場内に置いた。剪定された枝を搬出することも依頼主から有償で依頼された業務であった。しかし、その枝の中には、動物に対して有毒な夾竹桃の枝が混在していたため、それを食べた26頭の鹿が夾竹桃の毒が原因で次々に死亡したので、XがAに代位して保険金請求した事案において、次のように判示して請求を棄却した。

造園業を営む者の業務としては、剪定した現場から剪定された枝を搬出することで直ちに終

了するものではなく、その枝を処分するところまで含まれると解するのが相当である。本件では、剪定作業終了直後、剪定された枝を直接牧場へ搬入しているのであり、造園業者が枝を搬出した時点で職務が終了したと解することはできず、枝を牧場に搬入したこともまた、剪定された枝の処分の一環として造園業者の職務遂行の範囲に属するというべきである。本件のような事故は、業として日々樹木の剪定を行い、時には動物に有害な樹木の剪定をも行う造園業者の職務において典型的に想定できないものではなく、職務遂行に直接起因しない、日常生活に起因する偶然の事故を対象とする本件保険契約の対象外であるというべきである、と判示した⁹⁾。

イ 競輪場内のレーストラックにおいて、Xが自転車を運転して時速50km程度でトラックの周回を行っていたところ、自転車を運転して同トラック内側付近から進入してきたAに後方から衝突した。本件事故により、Aは骨折等の傷害を負い、医療機関に入院して治療を受けた。Xは、Aに対し本件事故によってAに生じた損害賠償金の一部として、50万円を支払った。Xは自動車保険契約に附帯する個人賠償責任補償特約を付保していたY保険会社に対して、保険金請求（一部請求）として支払を求める事案である。次のように判示して保険金請求を棄却した。

本件免責条項に規定する「職務遂行」に当たるかは、報酬の有無により形式的に判断されるべきではなく、行為の内容や実態に応じて、そのリスクの大きさも考慮に入れつつ、個別具体的事情を総合考慮して判断すべきところ、プロ競輪選手であるXの職務遂行に該当するかは、事故発生場所、事故発生の経緯、事故の当事者、事故の態様等の諸事情を総合考慮すべきである。そして、本件事故は、個人利用や競輪（自転車トラック競技）と無関係な者の利用を予定

していないa競輪場の本件トラックにおいて、8名のプロ競輪選手と同プロ選手に付き添われたアマチュア選手が合同で行っていた競輪の練習（周回）の際に、プロ競輪選手であるXが競輪競技仕様の自転車に乗車して、日常生活において自転車で走行する速度を大きく超過した時速50km程度で本件トラックの周回を行っていたところ、同トラック内側付近から進入してきた同じくプロ競輪選手であるAの自転車に衝突したものである。かかる事情を総合考慮すると、本件事故は、日常生活上のリスクをはるかに上回る競輪競技のリスクが現実化したものと評価することができるのであって、Xの「職務遂行」に当たるといふべきである、と判示した¹⁰⁾。

以上の裁判例は、いずれも職務遂行であるとして保険金請求を認めなかったものであるが、そのそれぞれの理由付けには疑問がある。アの裁判例は、本件事故は、業として日々樹木の剪定を行い、時には動物に有害な樹木の剪定をも行う造園業者の職務において典型的に想定できないものではなく、職務遂行に直接起因しない、日常生活に起因する偶然の事故を対象とする本件保険契約の対象外である、と判示している。しかし、日常生活に起因する偶然の事故を対象とする本件保険契約の対象外ではなく、職務遂行行為であるから、保険者の免責事由に該当すると判示すればよかつたのである。

また、イの裁判例は、「職務遂行」に当たるかは、報酬の有無により形式的に判断されるべきではなく、行為の内容や実態に応じて、そのリスクの大きさも考慮に入れつつ、個別具体的事情を総合考慮して判断すべきであり、職務遂行に該当するかは、事故発生場所、事故発生の経緯、事故の当事者、事故の態様等の諸事情を総合考慮すべきである、という。しかし、免責事由である職務遂行に該当するかを判断するうえで、諸事情を総合判断

するというのは恣意的であり法的安定性を欠く恐れがあるのではないかという疑問がある¹¹⁾。プロの競輪選手の練習中の事故であるから、直截に職務遂行かどうかを判断すべきである。

② 有償性の要件

第一審では、「職務」は、(1) 一定の事業主体が組織されていること（団体のみならず個人自らが事業主体である場合も含む。）、(2) その事業主体の事業目的のための仕事・任務であることを要素とするものと解されるとしたうえで、職務、仕事等の語は、その報酬・対価があることを当然に含意するものではなく、また、「職務」につきそのような含意があると解すべき理論的根拠は見当たらないから、有償無償の別は「職務」性の有無とは直接関係しないものと解する、と判示した。職務遂行性の要件として、報酬等の有償性を否定しているものと解される。

本判旨は、第一審が有償性は直接関係しないと判示しているのに対して、明確には判断していないが、本件作業をもって職務遂行性の要件を満たすと解することはできない、と判示して職務遂行を否定した。しかし、その理由付けには疑問がある。

まず、本判旨は、本件作業が職務遂行性の要件を満たし、Yは保険金支払義務を負わないかについて検討した。そして、氏子会は、組織等について一応の定めがあり、団体としての実体を備えていることができるものの、飽くまで任意の団体であり、収益を目的としたものではなく、活動内容も無償の奉仕活動であるから、氏子の活動によって第三者に損害が発生したとしても、原則として、氏子会自体が損害賠償責任を負うことは考え難いという。この部分の判示は明確には述べてはいないが、おそらく氏子会が民法の権利能力なき社団であり、氏子会自体が損害賠償責任を負うことはないという結論を導くためであったのであろう。

しかし、そのことと職務遂行要件の問題とどのようなつながりがあるのか疑問である。しかも続けて氏子会が一定の保険期間を通じて事業上の保険に加入することは通常想定し難いのであり、氏子会の会員である氏子の活動は、特段の事情のない限り、日常生活上の活動として個人の保険の対象となるものと解すべきであり、本件において、特段の事情は認められないから、本件作業をもって職務遂行性の要件を満たすと解することはできない、と判示した。特段の事情がいかなるものかも明らかではなく、氏子会の会員である氏子の活動が、日常生活上の活動として個人の保険の対象となるものと結論づけているのは、論理に飛躍があるものと言わざるを得ない。すなわち、職務遂行性の要件を問題にしているのに、日常生活上の活動として個人の保険の対象となるという理由だけで、職務遂行性の要件を満たすと解することはできないという結論になるのであろうか疑問である。とくに、被保険者の行為が「日常生活」に該当するか否か（以下「日常生活該当性の要件」という。）を判断する際には、被保険者の職務との関係は直接的には考慮要素とならないというべきである、と判示していることと整合性があるのか疑問がある。

有償性の要件については、第一審は職務、仕事等の語は、その報酬・対価があることを当然に含意するものではなく、また、「職務」につきそのような含意があると解すべき理論的根拠は見当たらない、という¹²⁾。しかしながら、日本の個人賠償責任保険が範としたアメリカ合衆国のそれにおける数多くの判例では異なった見解が示唆されているのである¹³⁾。すなわち、事業の定義（definition of business）および職務遂行（business pursuits）の要件として、行為の継続性（continuity of the activity）および有償性（monetary gain）がこれまで議論されてきた。したがって、特定の行為が両方の要件を満たす場

合、たとえその行為が副次的な職業であり被保険者の正規の職業ではなくまたフルタイムの業務ではなかったとしても、その行為は職務遂行と看做されるのである。免責条項における事業の定義は、主たる職業に対する免責条項を制限することを支持すべきであるが、文言である被保険者の単一の取引、専門的職業、または仕事に対しては制限すべきではない。アメリカ合衆国での議論を参酌すべきである¹⁴⁾。

以上検討してきたところによれば、本件特約3条と5条の関係が問題となる。すなわちてん補条項と免責条項の関係である。1) 3条の要件を判断したうえで、それが肯定された場合に5条の免責事由に該当するかを検討する。2) 5条の職務遂行かどうかを検討したうえで、職務遂行であれば3条の要件を満たさないという結論になる。3) 日常生活と職務遂行の双方の色彩を帯びる行為も存在することを前提として、3条の要件を満たす場合でも、5条で免責となる。本判決と第一審は、1)の立場である。2) は前述の(2)①のアの裁判例であり、3) は(2)①イの裁判例である。それぞれの個別具体的な事案にもよるのであるが、約款構成から判断するならば、1) の立場が妥当である。

-
- 1) 日産火災海上保険株式会社・賠償責任保険の理論と実務 224頁 (1978年・海文堂) 参照。
 - 2) 古笛恵子=嶋寺基・個人賠償責任保険の解説29頁 (2023年・保険毎日) では、個人が通常の私生活を送る中で想定される行為は、「日常生活」の中に広く含まれると解すべきであり、私生活の中での行為といえないものや、私生活上のリスクとは異なるものについては、「日常生活」とはいえない、という。私生活とは何か、想定される行為とは何か、私生活上のリスクとは何かはなお不明である。付言するに、日常生活を私生活と言い換えてるに過ぎないのではないであろうか。
 - 3) 東京海上火災保険株式会社・損害保険実務講座第7巻新種保険 (上) 346頁 (1989年・有斐閣) 参照。

- 4) 西島梅治・保険法〔第3版〕264頁 (1998年・悠々社) 参照。そのほかに西島梅治・責任保険法の研究 (1968年・同分館) 参照。
- 5) 甘利公人=福田弥夫=遠山聡・ポイントレクチャー保険法第3版144頁 (2020年・有斐閣) 参照。
- 6) 東京高判平成14年7月31日判例集未登載 (第一審東京地判平成13年3月13日判時1792号48頁)。甘利公人=福田弥夫=遠山聡・前掲註5) 143頁・144頁参照。
- 7) 深澤泰弘・本件判批・損保研究85巻4号287頁 (2024年) 以下は、本件作業がリスクの高いものであることを理由として本件控訴審の判旨に反対である。
- 8) 古笛恵子=嶋寺基・前掲註2) 71頁参照。
- 9) 長崎地裁島原支判平成14年12月17日LEX/DB25483293。
- 10) 名古屋地判令和3年7月13日第一法規28302162。
- 11) 諸事情を総合判断するという手法は、保険法に関する最高裁判例においてもこれまでもあったが、とくに免責事由の該当性を判断する場合には、恣意的になり法的安定性を欠く恐れがなくはないであろう。最判平成14年10月3日民集56巻8号1706頁は、本件免責条項の趣旨に照らして、当該取締役の故意による保険事故の招致をもって会社の行為と同一のものと評価することができる場合には、本件免責条項に該当するというべきである、と判示した。免責を否定した多数意見と肯定した裁判長の反対意見がある。
- 12) 吉澤卓哉監著・新賠償責任保険の解説第2版236頁 (2020年・保険毎日新聞社) では、職務遂行とは、単に報酬の有無によって決まるわけではなく、行為の内容や実態に応じて個別に判断する必要があるという。潘阿憲・本件判批・法律のひろば77巻2号99頁 (2024年) では、本件控訴審判旨に賛成としたうえで、本件特約上の「職務遂行」という用語を有償性があるものと解することができるという。
- 13) See, New Appleman Law of Liability Insurance 2nd ed. 9-38.2&9-38.3 2016 (Lexis Nexis). また、アメリカ合衆国の賠償責任保険については、本間靖敏・アメリカにおける賠償責任保険 (1978年・損保企画) 参照。
- 14) 東京海上火災保険株式会社・新損害保険実務講座第9巻新種保険 (下) 67頁・68頁〔竹田春夫〕 (1989年・有斐閣) では、日本の賠償責任保険において保険料率算出の困難さがそのまま約款の構成と担保範囲となり、賠償責任保険保険料算出に必要なデータは、詳細に規定されたアメリカ合衆国のマニュアルを基礎として算出せざるを得なく、必然的に約款構成、担保条件等もアメリカ合衆国の方式にそるざるを得なかったという。